

指定給水装置工事事業者の指定申請等について

八代生活環境事務組合指定給水装置工事事業者（以下「事業者」という。）の指定を受けようとする事業者又は指定の更新をしようとする事業者は、次の書類を提出し、及び手数料を納付して申請を行ってください。

1. 提出書類

- (1) 「指定給水装置工事事業者指定申請書」
- (2) 「機械器具調書」
- (3) 「誓約書」
- (4) 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」

2. 添付書類

- (1) 法人 定款の写し及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
個人 住民票の写し
- (2) 機械器具調書に記載した機械器具の写真
- (3) 選任される主任技術者の免状及び技術者証の写し
- (4) 事業所の位置図

3. 手数料

- (1) 新規 指定手数料 10,000円
- (2) 更新 更新手数料 10,000円

4. その他

- (1) 指定証発行前に代表者または給水装置工事主任技術者を対象に組合本庁にて水道工務課長による説明をいたしますので、日程調整をお願いいたします。
- (2) 初回有効期限は、申請時に組合にご確認ください。

八代生活環境事務組合 総務課 志 垣
TEL. 0965-62-2049 FAX. 0965-62-4829